

水環境いばらき

公益社団法人 茨城県水質保全協会

令和3年4月1日

会報
第19号

MIZUKANKYOU IBARAKI



ポスター／令和2年度 霞ヶ浦水質浄化ポスターコンクール
(公社) 茨城県水質保全協会理事長賞 小学校高学年の部
阿見町立阿見小学校4年 櫻井 涼花さん (令和2年12月受賞時の学年)

協会情報

- 定例理事会、委員会等を開催..... 2
- 令和3年度 講習会等のお知らせ..... 3
- 令和3年度 省エネ型浄化槽システム導入推進事業について..... 6

行政情報

- 令和元年度における都道府県別浄化槽の設置状況等..... 7

定例理事会、委員会等を開催しました

令和2年度第2回法定検査運営委員会

報告があったものとみなされた日
2月12日

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から対面による当該委員会を中止とし、令和3年1月22日付けで書面表決による方法で開催しました。すべての議事について、過半数の委員から了承の意思表示を得たので、当該委員会の報告があったものとみなされました。

また、多数のご意見をいただきましたので、今後の課題として取り組んでまいります。

【議題】

- 1 令和2年度上半期の法定検査実施状況について
- 2 令和2年度内部精度管理の実施結果について
- 3 令和2年度採水適性評価業務の是正措置結果について
- 4 前回の法定検査運営委員会の指摘事項への対応について

令和2年度第3回総務財政委員会

令和3年3月3日（水）13：30～
（茨城県市町村会館）

議題1、3については、原案どおり了承されました。議題2については、一部資料を訂正し、理事会に提出することとなりました。議題4については、開設地域を土浦市、つくば市、阿見町周辺とし、15名程度の人員を配置すること、県西検査センターについては、条件を満たす物件があった場合は廃止する方向で理事会に諮ることとなりました。

【議題】

- 1 新11条検査対象の人槽拡大について
- 2 BOD自動分析装置の更新について
- 3 雇用関係について
- 4 支所開設について
- 5 その他

令和2年度第4回理事会

令和3年3月12日（水）13：30～
（水戸京成ホテル）

議題1、3、4については、原案どおり承認されました。議題2については、外部委託にした場合との比較や、費用対効果等の資料を作成し、次回の理事会で審議することとなりました。議題5については、単独転換への文言に関しては、理事長と事務局に一任となりました。議題6、7については、原案どおり了承されました。

【議題】

審議事項

- 1 新11条検査対象人槽拡大について
 - 2 BOD自動分析装置の更新について
 - 3 雇用関係について
 - 4 支所開設について
 - 5 森林湖沼環境税にかかる県への要望について
- 報告事項
- 6 退会者について
 - 7 その他

浄化槽維持管理の適正化に関する意見交換会

令和3年2月5日（金）13：30～
（茨城県トラック総合会館）

テーマ1から3について、県、市町村及び団体等のそれぞれの役割分担の明確化と、受検率向上及び適正な維持管理に向けた現状の課題について議論いただき、有意義な意見交換会となりました。

【テーマ】

- 1 法令、要綱及び事務処理要領に基づく関係機関の役割について
- 2 現状の課題について
- 3 その他

お知らせ

新11条検査を実施するためには、日頃保守点検業務を通して水環境の保全に寄与されている浄化槽管理士の皆さんに嘱託採水員になっていただく必要があります。法定検査の実施率を高めるため、より多くの方に受講していただきたいと思いますので、今年度も下表の日程で新規及び更新講習会を開催いたします。なお、更新講習会については、登録最終年度中に受講いただきませんと採水業務に就けなくなりますのでご注意ください。

令和3年度嘱託採水員講習会実施要領

	新規講習会	更新講習会
開催日・開催場所	①6月15日(火) 茨城県水質保全協会 会議室 ②10月19日(火) 茨城県水質保全協会 会議室 ③2月8日(火) 茨城県水質保全協会 会議室	①6月8日(火) 茨城県市町村会館 201会議室 ②7月6日(火) 茨城県県西生涯学習センター (筑西市) ③8月3日(火) 未定(鹿行地区) ④9月7日(火) 霞ヶ浦環境科学センター (かずみがうら市) ⑤10月5日(火) 茨城県市町村会館 201会議室 ⑥11月9日(火) 茨城県市町村会館 201会議室 ⑦1月18日(火) 茨城県水質保全協会 会議室
	※コロナウイルス対策等の為、日程及び会場が変更もしくは追加になる可能性があります。	
対象者	・茨城県に登録している保守点検業者の従業員で浄化槽管理士の資格を持っている方	・令和3年度中に登録期間が満了となる方が対象です。また、年度単位で登録を管理していますので、登録日を過ぎても今年度内に受講していただければ結構です。
定員	・各会場定員になり次第締め切ります。	・各会場定員になり次第締め切ります。
申込・提出物	①新11条検査採水業務受託申込書 (新規業者のみ) ②嘱託採水員講習会受講申込書 ③浄化槽管理士免状の写し ④身分証明書用写真(横3cm×縦4cm) 2枚 (写真の裏面に必ず氏名を記入のこと)	①嘱託採水員更新講習会受講申込書 ②身分証明書用写真(横3cm×縦4cm) 2枚 (写真の裏面に必ず氏名を記入のこと) ③旧委嘱状、旧身分証明書は書き替えますので、返納願います。
	<申込及び書類等の提出は、開催日の1週間前までにお願いします。>	
受講料	・当協会会員…2,000円 ・非会員…7,000円	・当協会会員…1,000円 ・非会員…3,000円
	<納入は提出書類等と同様、開催日の1週間前までに郵便振替にてお願いします。>	

※申込書、振替用紙等については指定用紙がございますので、お問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 水質検査課 桐生・関 TEL 029-291-4004 FAX 029-304-5009

保守点検に関する講習会を開催します

講習地	講習期間
霞ヶ浦環境科学センター（土浦市）	令和3年 7月30日（金）
茨城県トラック総合会館（水戸市）	令和3年 8月 2日（月）

浄化槽管理士講習（茨城会場）を開催します

講習地	講習期間
ザ・ヒロサワ・シティ会館（水戸市）	令和3年 8月30日（月）～ 令和3年 9月11日（土）

浄化槽管理士等の国家試験が実施予定です

令和3年度 浄化槽管理士試験

試験日 未定（令和2年度は10月25日（日）に実施）
試験地 東京都
受験資格 学歴、経験等は問いません

令和3年度 浄化槽設備士試験

試験日 令和3年7月4日（日）
試験地 東京都
受験資格 （公財）日本環境整備教育センターのホームページをご覧ください

（公財）日本環境整備教育センター主催の講習会が実施予定です

浄化槽管理士講習

講習地	講習期間
東京都	令和3年 6月 7日（月）～ 6月19日（土）
	令和3年 9月27日（月）～10月 9日（土）
	令和3年12月13日（月）～12月25日（土）
	令和4年 1月31日（月）～ 2月12日（土）
	令和4年 2月28日（月）～ 3月12日（土）

浄化槽設備士講習

講習地	講習期間
東京都	令和3年 7月12日（月）～ 7月16日（金）
	令和3年11月 1日（月）～11月 5日（金）
	令和4年 2月21日（月）～ 2月25日（金）

浄化槽技術管理者講習会

講習地	講習期間
東京都	令和3年 8月18日（水）～ 8月20日（金）
	令和3年10月27日（水）～10月29日（金）
	令和3年12月 1日（水）～12月 3日（金）

詳細については、（公財）日本環境整備教育センターのホームページをご覧ください。

<https://www.jeces.or.jp/>

お知らせ

茨城県浄化槽指導要綱及び 茨城県浄化槽設置等事務処理要領の改正について

茨城県浄化槽指導要綱及び茨城県浄化槽設置等事務処理要領が改正されましたので、下記によりお知らせします。

○主な内容

- (1) 法改正に伴う改正
 - ・公共浄化槽（法第12条の5）の事務処理に必要な手続きに漏れがあったことから改正されました。
- (2) 浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令の一部を改正する省令及び押印を求める手続きの見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令の施行に基づく様式の改正
 - ・すべての要領様式において「印」が削除されました。

○その他

- ・茨城県浄化槽設置等事務処理要領改正前の様式は、当分の間これを取り繕って使用して差し支えありません。
- ・従来どおり押印を行った書類も引き続き受付を可とします。
- ・押印の有無に関わらず複写したものの受付を可とします。

注) 茨城県浄化槽指導要綱につきましては、茨城県県民生活環境部環境対策課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/suishitsu/water/jokaso-reiki.html>

【浄化槽工事業】申請書類の押印が省略可能となりました

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令98号）が令和3年1月1日より施行され、**浄化槽工事業についても申請書類の押印が省略可能**となりました。これに伴い、**浄化槽工事業及び特例浄化槽工事業の廃業届出書**については下記のとおり変更になりました。

1 廃業届出書の押印を省略する場合

廃業届出書の右上の本件責任者、担当者の氏名及び連絡先を記入してください。

- ※「本件責任者」とは、廃業をしようとする業者の代表者等、廃業に関し対外的に責任を有する地位にある者とし、「担当者」とは、廃業届の作成者とし、いずれも廃業をしようとする業者内の者であること（行政書士等の申請代理人は別途記名してください）。

2 実務経験証明書に押印をする場合

従前のとおりとします。なお、この場合、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載は要しません。

霞ヶ浦流域の小規模事業所の排水規制が変わります

茨城県霞ヶ浦水質保全条例などの一部が改正され、**令和3年4月1日から霞ヶ浦流域の小規模事業所への排水規制が強化**されました。

主な改正は、次の3点です。

- ① 基準超過に対して、改善命令・排水一時停止命令を発出
- ② 改善命令に従わなかった場合、罰則を適用
- ③ 要件により排水の水質測定を義務化

詳しくは、県ホームページ等でご確認ください。

令和3年度 省エネ型浄化槽システム導入推進事業について

環境省は、浄化槽分野における省エネ化を推進するため昨年度に引き続き、既設の合併処理浄化槽を対象として、省エネ型の機械設備の導入事業（TYPE1事業）や最新型の浄化槽への交換事業（TYPE2事業）について、設置費等の助成を行っています。

この事業は、令和3年度で5年目となり最終年度になりますので、特に浄化槽の機械設備や機能に支障が生じている古い浄化槽について、ぜひこの事業を活用し、浄化槽の機能の安定と二酸化炭素の排出削減を図るようお願い申し上げます。

令和3年度の補助対象の要件

<TYPE1事業>

5人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯する機器設備（ブロワ・ポンプなど）の改修・導入事業

公募期間：令和3年4月15日～11月30日

<TYPE2事業>

構造基準型または初期の性能評価型に該当する60人槽以上の合併処理浄化槽（ブロワ使用のもの）に係る本体交換事業

公募期間：令和3年4月15日～11月30日

【予算規模：18億円】

注1）予算満額となった場合は、その時点で募集終了となります。

注2）TYPE2事業では、既設合併浄化槽の人槽が60人槽以上であれば、新たに設置する浄化槽の人槽が60人槽未満でも事業の対象になります。

〇問い合わせ先

（公社）茨城県水質保全協会 事業推進室 浅賀・佐藤

TEL：029-291-4000

Email：m_satou@eco.ocn.ne.jp

環境省発表資料

令和元年度における都道府県別浄化槽の設置状況等

都道府県名	設置基数				新設基数		受検率 (7条検査)	受検率 (11条検査)	
	全数	単独処理 浄化槽	合併処理浄化槽		全数	高度処理型 割合		全数	合併処理 浄化槽のみ
			高度処理型 割合						
北海道	72,836	18,367	54,469	30.2%	1,519	70.7%	99.7%	85.4%	93.1%
青森県	111,856	67,627	44,229	5.6%	1,577	0.0%	97.8%	47.7%	79.7%
岩手県	57,841	4,220	53,621	31.5%	1,505	73.4%	100%*	91.5%	92.5%
宮城県	76,531	22,132	54,399	21.7%	1,715	46.9%	100.0%	90.7%	98.6%
秋田県	75,496	30,057	45,439	29.7%	877	84.7%	100%*	64.2%	81.9%
山形県	67,717	34,578	33,139	26.8%	652	68.9%	99.8%	76.5%	88.6%
福島県	281,409	155,761	125,648	40.6%	3,530	97.2%	86.4%	31.3%	67.5%
茨城県	248,711	88,914	159,797	38.7%	4,219	99.2%	100%*	42.8%	55.4%
栃木県	155,484	48,932	106,552	30.2%	2,408	90.3%	100.0%	73.6%	71.6%
群馬県	308,919	171,844	137,075	48.1%	4,650	98.9%	82.9%	74.8%	81.4%
埼玉県	476,727	239,522	237,205	20.8%	6,556	89.8%	93.3%	19.3%	33.2%
千葉県	578,218	320,875	257,343	34.7%	6,377	99.3%	69.4%	11.3%	23.0%
東京都	18,130	9,447	8,683	60.4%	143	97.9%	93.6%	26.7%	46.6%
神奈川県	156,622	113,662	42,960	20.3%	1,088	96.9%	71.5%	14.1%	30.4%
新潟県	188,599	131,491	57,108	28.1%	1,616	72.9%	83.5%	70.7%	80.9%
富山県	42,159	29,164	12,995	27.6%	261	95.0%	100.0%	33.4%	71.7%
石川県	51,742	29,073	22,669	33.5%	465	89.2%	100.0%	44.7%	65.4%
福井県	39,025	21,645	17,380	30.6%	287	95.1%	100.0%	49.4%	69.6%
山梨県	123,036	74,603	48,433	28.4%	1,279	98.4%	96.3%	15.7%	34.8%
長野県	84,872	13,052	71,820	9.5%	1,180	32.4%	82.4%	70.7%	78.2%
岐阜県	176,850	96,380	80,470	36.2%	1,655	98.6%	100.0%	97.0%	99.0%
静岡県	490,237	301,307	188,930	11.4%	7,238	27.1%	89.5%	22.4%	54.3%
愛知県	544,706	328,324	216,382	36.1%	8,328	47.4%	94.9%	22.7%	52.5%
三重県	224,962	102,079	122,883	30.0%	2,231	85.2%	100.0%	38.0%	52.5%
滋賀県	31,977	12,910	19,067	8.1%	235	23.4%	94.7%	46.9%	58.5%
京都府	35,477	12,376	23,101	16.3%	347	68.9%	79.0%	51.6%	66.9%
大阪府	124,629	75,783	48,846	27.2%	924	93.4%	100%*	11.1%	23.0%
兵庫県	81,751	37,139	44,612	15.1%	596	52.3%	100%*	65.3%	83.2%
奈良県	99,899	67,149	32,750	33.1%	766	97.7%	100.0%	19.3%	48.6%
和歌山県	204,645	101,272	103,373	21.9%	3,146	68.3%	100%*	36.2%	59.1%
鳥取県	26,092	14,138	11,954	30.8%	325	91.7%	83.9%	53.9%	70.5%
島根県	67,690	30,992	36,698	31.7%	1,071	97.3%	100.0%	72.8%	90.0%
岡山県	171,691	61,085	110,606	24.4%	2,663	84.5%	100.0%	88.7%	93.2%
広島県	171,445	71,941	99,504	28.2%	2,896	85.1%	100.0%	71.8%	79.9%
山口県	122,776	53,681	69,095	32.6%	1,506	99.7%	86.7%	53.8%	60.8%
徳島県	197,281	124,484	72,797	40.0%	2,512	97.3%	100.0%	59.2%	68.5%
香川県	172,668	83,794	88,874	40.5%	3,019	98.7%	100.0%	51.6%	61.8%
愛媛県	172,013	87,937	84,076	40.1%	2,063	99.4%	100.0%	37.0%	73.7%
高知県	102,583	42,465	60,118	39.7%	1,692	93.4%	93.6%	57.4%	70.6%
福岡県	180,722	44,835	135,887	17.1%	3,761	89.5%	100.0%	70.3%	80.8%
佐賀県	56,493	17,446	39,047	42.2%	1,389	82.1%	100.0%	80.2%	90.4%
長崎県	75,677	13,975	61,702	43.4%	1,946	98.6%	91.9%	88.0%	90.5%
熊本県	142,105	54,270	87,835	40.9%	2,509	92.5%	100%*	65.9%	79.3%
大分県	149,707	67,827	81,880	31.7%	2,650	44.9%	100.0%	44.2%	73.2%
宮崎県	141,254	63,999	77,255	41.6%	2,326	75.1%	100%*	55.6%	68.6%
鹿児島県	304,246	103,246	201,000	35.1%	5,793	88.0%	99.9%	34.3%	35.0%
沖縄県	87,780	55,328	32,452	35.0%	1,870	85.7%	100.0%	7.8%	19.7%
合計	7,573,286	3,751,128	3,822,158	30.6%	107,361	78.7%	94.4%	43.8%	62.2%

注1) 高度処理型浄化槽について、一部の都道府県でデータを把握していないところがある。

注2) *は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

会員情報

【退会】

(敬称略)

会社名	代表者名	住所
ストウ工業(株)	須藤 とよ子	ひたちなか市田彦1020-28
飯島清掃社	壹岐 京子	高萩市大和町2-32

【変更】(代表者)

(敬称略)

会社名	代表者名	住所
(株)野村住設工業	新 野村 和美	下妻市小島490-3
	旧 島田 洋一	

新入職員の紹介

新入職員が3名入りました。よろしくお願いたします。



検査第2課 **青島 梨乃さん**
 浄化槽の検査を通して、茨城県の水質環境の保全に貢献できるよう、努力して参ります。よろしくお願いたします。
趣味：音楽を聴くこと



検査3課 **小島 将吾さん**
 茨城県の水環境の保全に貢献できるよう、努めて参ります。よろしくお願いたします。
趣味：サッカー観戦



水質検査課 **出口 育実さん**
 茨城県の豊かな水資源の保全に貢献できるよう頑張ります。よろしくお願いたします。
趣味：絵を描くこと、ゲーム

協会案内図



バス JR水戸駅北口から「吉沢中央」バス停前

車 北関東道 茨城町東I.Cから1.5km

茨城県知事指定浄化槽検査機関 公益社団法人 茨城県水質保全協会

住所 〒310-0845 茨城県水戸市吉沢町650-1

総務部 TEL.029-291-4000 FAX.029-304-5005

検査部 TEL.029-291-4004 FAX.029-304-5009

ホームページ <http://www.e-mizu-ibaraki.jp/>

協会の業務案内

総務部

- 設置届出書、保守点検及び清掃カード等の書類販売

検査部

- 浄化槽の法定検査業務
- 浄化槽機能保証制度に関する事業
- 浄化槽の施工及び維持管理に関する助言指導
- 浄化槽に関する相談受付

事業推進室

- 浄化槽法定検査促進に関する事業
- 浄化槽に係る広報及び啓発